

多摩市公契約条例

多摩市公契約条例とは…

適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事および公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済および地域社会の活性化に寄与することを目的とした条例です。

働くひとたち・企業

写真を配置

公共工事や市民サービスの
質が向上

地域経済の活性化

市民

写真を配置

適正な賃金と労働条件で
生活が安定

公正な競争機会により
経営が安定

市役所

写真を配置

適正な契約手続き



多摩市公契約条例では労務報酬下限額（賃金の下限額）を定め、労働者の生活の安定を図っています。

労働条件の改善が図られた結果、従事者の収入と
就労環境が安定し、生活の安定に寄与しました。

事業者の声



公契約条例や労務報酬下限額について、詳しくは市公式ホームページをご確認ください。

問合せ：多摩市総務部総務契約課

TEL:042-338-6808／FAX042-339-1490

